

## 静岡県告示第123号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第8項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（平成31年3月29日静岡県公表）を変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

第2の表を次のように改める。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	26.3トン	うち2.6トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	11.8トン	うち2.4トンを留保する

第3の【採捕の種類別の数量】の表を次のように改める。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8トン	7.1トン
本県の定置漁業の割当量	5.9トン	2.3トン

第3の【期間別の数量】の表及び文章の一部を次のように改める。

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8トン
うち平成31（2019）年4月から令和元年7月まで	0.8トン
令和元（2019）年8月から11月まで	5.5トン
令和元（2019）年12月から令和2（2020）年3月まで	11.5トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	5.9トン
うち平成31（2019）年4月から令和元年7月まで	3.3トン
令和元（2019）年8月から11月まで	2.3トン
令和元（2019）年12月から令和2（2020）年3月まで	0.3トン

なお、採捕の数量が当初定めた期間別の割当量（令和元（2019）年12月から令和2（2020）年3月までの割当量は除く。）に満たなかった場合には、残枠の全てを翌期間に繰り越せるものとする。

また、採捕の数量が当初定めた期間別の割当量（令和元（2019）年12月から令和2（2020）年3月までの割当量は除く。）を超えた場合には、管理期間全体の枠を超えない限り、翌期間の割当量（4月から7月までの割当量を超えた場合であって8月から11月までの割当量が超過量に満たない場合には翌々管理期間の割当量）から超過量を差し引くものとする。

なお、前期間の繰り越し分等により当初の期間別の割当量を変更する場合には、公表するものとする。